

みなとみらい2 1線元町・中華街駅

飲料自動販売機設置事業者選定プロポーザル実施要領

2019年8月実施

横浜高速鉄道株式会社

1 概要

みなとみらい2 1線元町・中華街駅に設置する飲料自販機（以下「自販機」という。）について、既設自販機の契約期間が満了することに伴い、提案方式により、当社の求める条件に最も合致する事業者と設置に係る契約を締結します。

2 応募資格

- (1) 本要項の条件等を理解し、全グループに対する提案が出来ること。また、提案内容について責任持って実現できる企業であること
- (2) 自社製造の製品を有していること
- (3) 提案内容に必要な許認可、免許等を有すること
- (4) 管理運営において、ノウハウ、資力及び実績を有すること
- (5) 2017年度及び2018年度において、鉄道施設内における自販機設置運営事業の実績を有していること。
- (6) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと
- (7) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと
- (8) 自ら又はその役員、従業員等が暴力団員及び暴力団その他これに準ずる反社会的勢力に属するものでないこと。
- (9) その他当社が不相当と判断する事由を有しないこと

3 設置条件等

- (1) 設置予定箇所
設置箇所をAからDまでの4グループに分け、グループごとに事業者を選定します。
詳細は別紙2のとおりとします。
- (2) 設置者数
4者までとし、審査の結果により振り分けます。(9(2)参照)
- (3) 設置する自販機の規格等
 - ア 外形
規格①高さ 1,950mm ×幅 1,600mm ×奥行 1,000mm 以内
規格② (C-2のみ) 高さ 1,950mm ×幅 750mm ×奥行 1,000mm 以内
別紙位置図に示した場所に、使用可能範囲寸法（使用済容器の回収ボックスを含んだ寸法）を超えないものを設置してください。
 - イ 消費電力量
1,500W 以内のものとしします。
 - ウ 機能等

- ・ヒートポンプ方式やノンフロン型などの省電力・環境配慮型の自販機を設置すること。
- ・当社指定箇所に設置する自販機はユニバーサルデザインに配慮したものとする
- ・当社の操作により、災害時に飲料を無償提供に切り替えることができる自販機とすること。なお、災害時において当社の判断により無償提供に切り替えた場合、設置事業者は自販機内の在庫商品を当社に対し無償提供することとします。

エ 外装

駅構内のデザインに配慮した外装とし、デザインの決定にあたっては、設置予定事業者決定後、当社に案を提示し、その了解を得るものとします。

オ 広告の掲示

当該自販機の販促となるもの以外、原則として認めません。また、外装との調和などを考慮するものとします。

カ 決済方法等

現金の他、交通系 IC カードに対応してください。その他の決済方法については当社の了承を得た後に運用を開始できるものとします。なお、IC カードについては設置時から対応できるものとします。

キ 安全面等

設置にあたっては、据付面を十分に確認したうえで、適切な転倒防止対策を施工する等、安全面を考慮してください。また、アンカー打設等については当社の指示に従ってください。

ク その他

原則として、販売する飲料の容器（缶・ビン・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックス（ごみ袋付き）を設置してください。

（４）締結予定の契約

設置予定事業者と当社の間で「みなとみらい 21 線元町・中華街駅構内における自販機業務に関する営業承認契約（予定）」を締結します。

なお、本貸付契約は、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 38 条の規定に基づく定期建物賃貸借契約となります。

（５）契約期間

2019年10月1日から2022年9月30日まで

※鉄道事業の用に供する場合及び諸官庁からの命令等による場合の営業中止、中途解約について、あらかじめ承諾いただきます。

(6) 売上報告書の提出

自販機の売上状況は、1か月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに売上報告書を提出しなければなりません。なお、履行状況を確認するため、当社が利用状況等についての実地調査を行うとき、又は関係資料の提出を求めたときには当社に協力することとします。

(7) 取扱商品

飲料（お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類）及び食品（菓子等）とします。

ア 飲料については、缶（アルミ・スチール）及びビン（ガラス・プラスチック）等の密閉型容器入り各種飲料（アルコール飲料は除く）とします。

イ 食品については、自販機付属の電子レンジ等で加熱調理して提供する紙製又はプラスチック製容器入りの軽食・スナック類の取扱はできません。

(8) 設置事業者の費用負担等

自販機設置に伴う費用負担は次のとおりです。

ア 営業料

自販機設置後に毎月の売上に営業料率を乗じ、1ヶ月ごとに当社へ支払うこと。

また、毎年10月から翌年9月までの12ヶ月間の合計支払い額が提案した保証額に満たない場合は、保証額との差額を別途当社へ支払うこと。ただし、1日から末日までの全ての日に自販機が設置されていない場合は当該月を除外し、保証額を12で割った額面を除外した月数分差引いた額を保証額として差額を算出すること。

イ 道路占用料相当額（設置場所が道路下の場合に発生）

参考：2018年度徴収実績 156円/m²（月額）

ウ 電気使用料相当額

参考：2018年度徴収実績 月額5,000円／台（税別）

エ 駅構内のデザインに配慮した外装の変更に係る諸費用

オ 契約満了時並びに鉄道事業の用に供する場合及び諸官庁からの命令等による中途解約により自販機を撤去する場合の費用

カ 空き容器の回収ボックス設置や収集・廃棄に係る費用

キ 損害賠償時等における補償費用

ク 設置に係る申請等の書類作成及び提出に要する費用

(9) 維持管理責任

ア 商品補充、釣銭管理など自販機の維持管理については設置事業者が行ってください。また、常に商品の賞味期限に注意してください。商品の欠品が発生した場合は、

発生当日もしくは翌日までに補充してください。

- イ 設置箇所ごとに、缶、ペットボトル、ビン等をそれぞれ分別回収できるよう不燃材質によるボックスを設置するとともに、空き容器が自販機周辺に散乱することなどがないう、設置者の責任で回収、処分及び清掃を行ってください。なお、回収の頻度は3日に1度以上とし、土曜日、日曜日、祝日は可能な限り全日回収してください。また、処分の方法は関係法令を順守し処分してください。複数の自販機で回収ボックスを共用する形態の場合は、各設置事業者が調整して回収・処分及び清掃を行ってください。
- ウ 衛生管理及び感染症対策等については関係法令等を遵守願います。また、自販機本体及び設置箇所周辺の美化に努めてください。
- エ 据付面及び周辺環境を十分確認したうえで、原則としてアンカーボルトにより自販機の脚部を固定してください。ただし、アンカーボルトが施工できない場合や当社が認める場合は自販機脚部に転倒防止用鉄板を固定して設置してください。
- オ 電源との接続部等については、必ず漏電防止の措置を取ってください。
- カ 故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応してください。また、自販機表面の見やすい位置に、故障・不具合時等の連絡先を明記してください。
- キ 商品または補充等に不備があった場合は、ただちに当社に報告するとともに、適切な対応をとってください。

(10) 損害賠償

- ア 自販機及びその商品等が当社または第三者に損害を与えたときは、設置事業者の責任において損害を賠償してください。
- イ 設備停止を伴うような事故が発生する等の状況により、自販機による販売を一時停止しなければならなくなった場合において、当社は一切の責を負わないものとします。また、諸官庁の指示等による販売停止等があった場合においても、それに伴う減収等について当社は一切の責を負わないものとします。
- ウ 鉄道事業の用に供する場合及び諸官庁からの指示等により中途解約する場合においても、当社は一切の責を負わないものとします。

(11) 禁止事項

次に掲げる行為はできません。判明した場合には、違反事項として契約解除の事由となります。

- ア 自販機設置運営事業以外の用途で使用すること
- イ 契約物件に建物を建設又は工作物を設置すること
- ウ 契約物件を第三者に転貸すること。また、本件賃貸借権を第三者に譲渡し、又は他

- の権利を設定すること
- エ 駅構内の秩序を乱す行為
- オ 使用許可条件に違反する行為
- カ 履行状況に対する是正指示に反する行為

4 提案内容及び応募書類

(1) 提案項目

以下の項目について提案をお願いします。

- ア 全グループの保証額、営業料率
- イ 主な販売品目、販売価格
- ウ 環境対策自販機仕様
- エ オペレーション体制
- オ 緊急連絡体制
- カ 社員教育体制
- キ その他付加価値提案等

(2) 応募書類

- ア 提案書（4（1）参照、提案書（様式1）、その他様式自由）
- イ 鉄道施設内における自販機設置運営事業申告書（様式2）
- ウ 会社概要（様式自由）
- エ 法人登記簿謄本（履歴事項全部事項証明書）
- オ 代表者の印鑑証明書
- カ 設置を希望する自販機のカatalog

5 進行スケジュール（予定は変更になる場合があります。予めご了承ください。）

- (1) 実施要項等公開 2019年 8月26日
- (2) 質問締切 2019年 9月 4日
- (3) 提案書等の提出期限 2019年 9月17日
- (4) 提案内容の審査・選定 2019年 9月18日
- (5) 審査結果の通知 2019年 9月20日
- (6) 設置事業者・当社打合せ 2019年 9月24日～2019年9月30日に実施
- (7) 運営開始 2019年10月より順次

6 実施要領、仕様書等

書類一式は横浜高速鉄道ホームページの以下のURLよりダウンロードしてください。

URL:<http://www.mm21railway.co.jp/info/news/2019/08/post-145.html>

7 質問及び回答

(1) 質問受付期間

2019年8月26日から9月4日まで

(2) 質問提出方法

質問書を電子メールにより、次の送付先に送付してください。

質問の送付先：eigy@mm21railway.co.jp

※メールの件名は、【自販機設置予定事業者質問書】 貴社名 としてください。

(3) 回答

質問に対する回答は、送付されたメールアドレスに送付します。

8 応募書類の提出

(1) 提出期間

2019年8月26日から2019年9月17日17:30まで

(2) 提出方法

応募書類一式をご用意のうえ、提出先に直接または郵送にて提出ください。

(3) その他

- ・ 応募書類の取扱い等

応募書類は、返却しません。

- ・ 費用の負担

応募書類の作成等に要する経費は応募者の負担とします。

9 選考

(1) 審査

横浜高速鉄道社内において審査を実施するものとし、選考する予定です。

(2) 選定方法

提案項目のうち、保証額（税抜・営業承認後12ヶ月間）と営業料率を基本に4者を選定します。なお、提案項目イからカまでは選定時の参考とします。

【選定事業者数による振り分け方法等】

- ・ 選定事業者が4者であった場合

- 1者に対し1グループずつ振り分けます。
- ・選定事業者が1者のみであった場合
その1者を全グループの設置予定事業者として決定します。
- ・選定事業者が2者であった場合
1者に対し2グループずつ振り分けます。
- ・選定事業者が3者であった場合
1者に2グループ、他の2者に1グループずつ振り分けます。
- ・決定された設置予定事業者が設置を辞退した場合は、次順位の事業者を設置予定事業者とします。なお、設置箇所は辞退者の設置箇所とし、設置辞退による他設置予定事業者の設置箇所の変更は行いません。

1 0 審査結果の通知

審査の結果は、2019年9月20日にすべての応募者に郵送により書面で通知します。なお、審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けません。

1 1 契約について

本提案は事業者の特定を目的に実施するものであり、契約は必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。当社と選定事業者による協議及び調整が整った後、契約を締結します。

1 2 添付書類

(1) 資料

- ・自販機グループおよび保証額、営業料率（別紙1）
- ・自販機配置状況（別紙2）

(2) 応募書類

- ・提案書（様式1）
- ・鉄道施設内における自販機設置運営事業申告書（様式2）

1 3 問い合わせ先

担当部署：横浜高速鉄道株式会社 経営管理部経営企画課営業推進係

所在地：横浜市中区元町一丁目11番地

連絡先：電話 045-664-0625

メール eigyou@mm21railway.co.jp